

# 自己搬入ごみ

受付：平日

## 自分で運搬するごみ（環境課で許可証を取ること。）

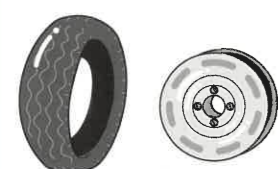


- ①一時多量ごみ（総重量100kg以上、容量にしてピックアップ車1台以上、引っ越しや自宅の清掃などで多量に出るごみ。）
- ②自己搬入の際、搬入許可証が必要ですので事前に環境課で申請してください。
- ③もやせるごみ・もやせないごみ・資源ごみは分別し、うるま市指定袋に入れて口を必ずしばって下さい。分別がされていない場合は、許可証の発行はできません。缶・びん・有害ごみは、カゴ又は容器に入れてください。粗大ごみは1個につき、1枚200円の処理券を役所売店で購入して頂きます。
- ④土・日曜日に搬入する際は、毎週木曜日までに申請を行ってください。
- ⑤平日の搬入は、午前8時30分から11時まで、午後は1時から4時までとなっております。

環境課 ☎973-5594（直）

## 自分で運搬し民間処理場で有料処分するごみ

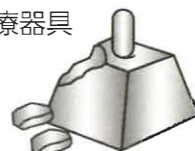
### 車の部品等



### バイクの部品等



●医療器具



●コンクリート

### 建築資材

●木材・鉄筋 窓・網戸



●かわら・レンガ



●水タンク（ファイバー製）



●ピアノ



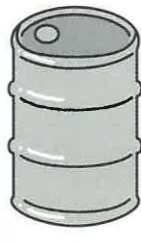
●ガスボンベ



●消火器



●水道工事の  
パイプ類



●ドラムカン

### その他

①農薬、化学薬品、溶剤、塗料、家庭用医療器具、FRP製品（水タンク等）など

②空き地、原野、畑等からの草木、分別してない混合ごみ

※これらのごみは、市の処分施設では処分できないので、民間の処理業者に確認のうえ、処理してください。

# 家庭から出る「草木」について 自己搬入

ごみの減量化に協力ください。



家庭から出る大量の草木については、自己搬入が可能となっております。

ごみの減量化にご協力ください。搬入の際は、環境課又は、各自治会にて手続きを行ってください。

家庭の庭以外から出た草木類は原則として自己負担（有料）になります。

※建築工事に伴う、草木の処理は出来ません。

※量の制限があります。

※車は自分で準備してください。搬入先は、市の指定する堆肥化工場となっております。

※袋等に入れる必要はありません。直径30cm以内、長さ2m以内とします。



# 生ごみ処理機の助成

家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理をするため「生ごみ処理機」の助成を行っております。市内在住（1年以上）の方なら交付を受けることができます。助成金の額は、処理機1基当たりの購入額の2分の1を助成（最大3万円）します。

一世帯につき一基とします。購入前に環境課で申請をおこなってください。

※申請時に必要なもの

- ①住民票（謄本）
- ②完納証明書（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）世帯主
- ③助成金交付申請書（窓口にて）
- ④印鑑

生ごみ処理機の助成金について、詳しく教えてください。



申請は環境課へ